

改正 平成19年9月21日規則第104号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区防犯カメラの設置及び利用に関する条例（平成16年杉並区条例第17号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(多数の者が来集する場所)

第3条 条例第4条前段の規則で定める多数の者が来集する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 鉄道の駅のコンコース（自由通路の部分に限る。）
- (2) 一の建物（一の建物として大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号）で定めるものを含む。）であって、その建物内の小売業（物品加工修理業を含む。以下同じ。）及び飲食店業を行うための店舗の用に供される床面積の合計が3,000平方メートルを超える施設
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する施設であって、入場者定員500人以上のもの
- (4) 杉並区（以下「区」という。）が設置する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設として廃止した後、当該公の施設の設置の目的を達成するために行った事業と同種の事業の用に供するため、貸与する施設を含む。）
- (5) 区が行う学童クラブ事業及びグループ保育事業の実施場所
- (6) 請求者識別カードによる請求に基づく住民票の写し等及び印鑑登録証明書の交付に係る端末機の設置場所
- (7) 杉並区区有通路条例（平成13年杉並区条例第55号）第2条に規定する区有通路
- (8) 子どもの遊戯又は地域住民のレクリエーションの場のうち別に定める場所
- (9) 河川
- (10) 杉並区公共溝渠条例（昭和28年杉並区条例第13号）第2条に規定する公共溝渠

(防犯カメラ設置利用基準)

第4条 条例第4条前段の規定により届出義務者が防犯カメラの設置及び利用に関する基準に定めなければならない事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 防犯カメラの設置目的
- (2) 防犯対象区域
- (3) 防犯カメラ管理責任者その他の防犯カメラの管理に従事する者の指定
- (4) 画像の保存方法及び保存期間
- (5) 前号に掲げるもののほか、画像の安全管理措置
- (6) 苦情処理の手続

(防犯カメラ設置利用基準届等)

第5条 条例第4条前段の規定による届出は、当該届出に係る防犯カメラを設置しようとする日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準届（第1号様式）により行わなければならない。

2 条例第4条後段の規定による届出は、変更の日の10日前までに、防犯カメラ設置利用基準変更届（第2号様式）により行わなければならない。

(防犯カメラ廃止届)

第6条 届出義務者が防犯カメラについてその使用を廃止したときは、その者は、使用を廃止した日から10日以内に防犯カメラ廃止届（第3号様式）により区長に届け出なければならない。

(条例第4条第4号の規則で定めるもの)

第7条 条例第4条第4号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構
- (2) 商店会
- (3) 犯罪の防止に関する自主的な活動を行う区民の団体

- (4) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者
- (5) 第3条第2号に規定する施設を設置している者及び当該施設において小売業及び飲食店業を行っている者又は当該施設を設置しようとする者及び当該設置しようとする施設において小売業及び飲食店業を行おうとする者
- (6) 興行場法第2条の2に規定する営業者
- (7) 区から事務又は事業の委託を受けた者及び指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (8) 第3条第4号括弧書に規定する施設において事業を営業者
一部改正〔平成19年規則104号〕

（表示）

第8条 条例第5条第2項の規定による表示は、防犯対象区域ごとに、当該防犯対象区域の主要な出入口その他の必要な箇所に、同条の規定により表示すべき事項に係る文言を表示した書面その他の物を公衆に見やすいように掲げることにより行うものとする。

（条例第5条第2項の規則で定める事項）

第9条 条例第5条第2項の規則で定める事項とは、防犯カメラ管理責任者の住所及び連絡先とする。

（勧告）

第10条 条例第7条第2項の勧告は、勧告書（第4号様式）により行うものとする。

（公表）

第11条 条例第9条第1項又は第2項の規定による公表は、杉並区広報への掲載その他の方法により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規則で定める事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 条例第7条第1項の規定による報告の徴収の状況
- (2) 条例第7条第2項の規定による勧告の状況

（委任）

第12条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。
- 2 条例附則第2項の規則で定める多数の者が来集する場所は、第3条各号に掲げる場所とする。
- 3 条例附則第2項の規定により定める防犯カメラの設置及び利用に関する基準並びにその届出については、第4条及び第5条第1項の規定を準用する。

附 則（平成19年9月21日規則第104号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

第1号様式

（第5条関係）

第2号様式

（第5条関係）

第3号様式

（第6条関係）

第4号様式

（第10条関係）